

一時保育事業のご案内

〒235-0045 横浜市磯子区洋光台5-3-18

(社福) 久遠園 洋光台中央福澤保育センター

TEL 045-831-7173 FAX 831-7163

メール fukuzawa-03@jcom.home.ne.jp

当園では、横浜市一時保育事業実施要綱に基づき、一時保育事業を実施しています。横浜市民でなくても利用できます。なお、日常的に利用している施設(※裏面参照)によっては当園の一時保育を利用できないことがありますのでご注意ください。

1、保育時間と料金

開所時間		保育料		給食・ミルク代	
平日	7:30~18:30	0・1・2歳児	1時間	¥300	給食 1日 ¥500
			8時間以上	¥2,400	
		3歳以上児	1時間	¥160	ミルクのみ 1日 ¥150
			9時間以上	¥1,300	

一時保育を実施しない日：①4月1日から5月5日、②土曜日、③日祝年末年始等の休園日

2、一時保育の形態

(1) 非定型的保育(就労支援保育)

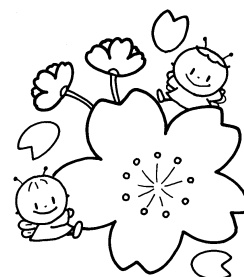
保護者の就労等により、一定程度の日時(週3日又は月に120時間以内)について、家庭における保育が断続的に困難となる児童 ご利用には就労等を証明する書類(雇用証明書や雇用契約書などのコピー)が必要です。

(2) 緊急保育

保護者等の傷病入院、災害事故、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により、緊急一時的に保育を必要とする児童(1回に連続して14日以内(一時保育を実施しない日を除く))

(3) リフレッシュ保育(その他の理由による保育)

育児等に伴う保護者の心理的、肉体的負担の解消を図るため、又は緊急性を伴わないその他理由により一時的に保育が必要となる児童(1回につき1日以内)



3、受付時期 (電話受付時間：平日9:30~17:00)

- おおむね1か月前より予約を受け付けます。電話と申請書の提出(FAX可)で仮予約とし、こちらからの連絡で入室決定となります。(申請書の提出は年度に1枚です)
- 非定型的保育のご利用の際には事前面接を行います。その際に「就労等を証明する書類」を提出していただきます。
- 緊急保育、リフレッシュ保育は面接を行いませんので、事前に保育園見学をお勧めします。
- 非定型的保育、緊急保育は継続した予約として受け付けします。
- 予約状況により希望日に入室できない場合があります。
- リフレッシュ保育は1回ごとの予約となります。(利用日以降に次の予約を受け付けます)
- 4月1日の年齢のクラスで受け入れします。

4、送り迎え

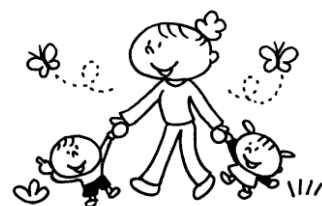
- 送り迎えは保護者または責任のある方をお願いします。当日のお迎え予定を変更する場合は、保護者からの事前連絡（お迎えの方の氏名の連絡）が必要です。
- お迎え変更の場合で初めてお迎えに来た方には氏名確認のため、身分証明書を提示していただきます。（事前連絡との照合を行います）
- 中学生以下の送り迎えはお断りします。

5、持ち物

- バスタオル（午睡用2枚）、手ふきタオル1枚、口拭きタオル2～3枚、食食用エプロン2～3枚（乳児）、紙おむつ（必要数+2枚）、着替え（下着上下季節により1～3組、上着上下：2～3組）、歯ブラシ、靴、靴下、ビニール袋（汚れ物用2～3枚） ※持ち物、衣類（紙おむつを含めて）、履物すべてに必ず名前をお書きください。

6、朝の検温

- 0歳と1歳クラスは登園の際に検温をさせていただきます。お預かりの基準は37.4℃以下です。
- 基準体温内であっても身体症状によりお預かりできないことがあります。また、発熱など保育中の様子によりご連絡することもありますので、申請書には確実に連絡できる連絡先をお書きください。



7、保育料、諸費用等の集金について

- 毎回、降園時に事務所窓口にて、その日の保育料等を精算させていただきます。おつりの無いようにご協力ください。
- 生活保護世帯、市民税非課税世帯、寡婦（夫）、ひとり親世帯、控除みなし認定による市民税非課税世帯など、横浜市により保育料免除になる方は、初回に必要な書類をご提示ください。（書類はコピーを取らせていただきます）



8、緊急連絡先の届け出

- 住所、勤務先、緊急連絡先の変更は速やかにお知らせください。

9、キャンセル、当日の欠席連絡

- キャンセル、欠席などは判明した時点で電話またはメールで連絡をお願いします。
- 利用日当日の欠席・遅刻などの電話連絡は朝8時30分から9時までにお問い合わせください。メールの場合も朝9時までにお知らせください。

10、その他

- 利用最終日には忘れ物がないか確認をお願いします。長期間お引き取りがないものは、処分させていただくこともあります。

※以下の施設を日常的に利用している方は、重複して当園の一時保育を利用することはできません。また、他園の一時保育との重複利用はできますが、非定型的利用限度は園児一人につき合計して週3日又は月に120時間以内です。

- | |
|--|
| ①他都市を含む認可保育所（一時保育を除く）、②家庭的保育、③小規模保育（一時保育を除く）
④事業所内保育（給付対象）、⑤横浜保育室（一時保育を除く）、⑥認定こども園の保育所部分（一時保育を除く） |
|--|